



青いダック

— 法人会 —

生きるための がん保険 Days

アフラックは「がん保険」も「医療保険」も
選ばれて契約件数No.1※
※平成22年版「インシュアランス生命保険統計号」より

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも
集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。



まねきねこダック

— 法人会 —

もっと頼れる医療保険 新EVER

生きるためのがん保険Days (デイズ) 保険期間:終身
スタンダードプラン入院給付金日額10,000円の場合 (抗がん剤治療特約は10年)

1 初めて「がん」と診断されたら
一時金**100万円**、上皮内新生物の場合**10万円**

2 「入院」も「通院」も日額**1万円**
日数無制限※で保障
※日数無制限保障となる通院は三大治療(手術・放射線・抗がん剤)のための通院の場合

3 三大治療をしっかり保障!
抗がん剤治療は通算**600万円**まで保障!
(フルサポートプラン・スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合)

プレミアサポート 訪問面談サービス 専門医紹介
※このサービス(プレミアサポート)は、株式会社法研が提供するサービスです。
がん保険(デイズ)の保障の一部ではありません。

●契約時月払保険料一部抜粋 保険料払込期間:終身(抗がん剤治療特約は10年)

〈生きるためのがん保険(デイズ)〉入院日額10,000円 スタンダードプラン 定額タイプ [集団取扱]			
契約年齢	30歳	40歳	50歳
男性	3,004円	4,444円	7,244円
女性	3,086円	4,482円	6,046円

・契約年齢:0歳~満80歳

2011年3月22日現在

＋〈Days〉にプラス!

健康保険制度が適用されない 先進医療にも対応! — 法人会 — がん先進医療特約	女性特有の「がん」の 保障を強化する — 法人会 — 特約 コサージュ	「がん」になったときの 収入減少に備える — 法人会 — 所得サポート特約
---	--	--

●アフラックの「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。
◎商品の詳細はパンフレット(契約概要)をご覧ください。

■引受保険会社(お問い合わせ先)

「生きる」を創る。
Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

新EVER 保険期間:終身
スタンダードプラン入院給付金日額10,000円の場合

病気・ケガで 入院したとき	疾病入院給付金	災害入院給付金
	1日につき (1日目から) 10,000円	1回の入院につき 最高60日まで、病気・ケガ それぞれ通算1,095日まで
病気・ケガで 手術を受けたとき、 放射線治療・ 先進医療を 受けたとき	手術給付金	
	手術(重大手術を除く)	重大手術
	入院なし1回につき 5万円	入院あり1回につき 10万円 開頭・開胸・開腹手術など 1回につき 40万円
病気・ケガの 入院後に 通院したとき	放射線治療給付金	先進医療一時金
	1回につき 10万円	
病気・ケガの 入院後に 通院したとき	疾病通院給付金	災害通院給付金
	1日につき 6,000円	

・入院給付金日額10,000円については、ご契約年齢・ご職業などによっては入院給付金日額5,000円となる場合があります。

●月払保険料 入院給付金日額10,000円 保険料払込期間:終身

〈新EVER〉スタンダードプラン 定額タイプ [集団取扱]			
契約年齢	30歳	40歳	50歳
男性	3,958円	5,224円	7,322円
女性	4,048円	4,704円	6,156円

・契約年齢:0歳~満80歳

2011年3月22日現在

＋〈新EVER〉にプラス!

健康保険制度適用外の先進医療の 保障を上乗せしたい方は… — 法人会 — 総合先進医療特約	女性特定の病気の保障を 上乗せしたい方は… — 法人会 — アフラックの 女性疾病特約	その他の特約 長期入院特約 ケガの特約 終身特約 三大疾病増額特約
--	---	---

愛知総合支社

〒451-6029 名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー29F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

AF法推-2011-0023 3月8日

平成24年6月24日発行（1月・6月・9月発行）

HOKAZAKI HŌJINKAI

岡崎法人会だより



社団法人 岡崎法人会

目 次

本会通常総会	1～4
復興特別法人税のあらまし	5～10
青年部会コーナー	11～13
女性部会コーナー	14～16
支部コーナー	17～21
新会員の紹介	22
法人会のうごき	23

研修会・講演会のご案内

- 決算期別研修会(8・9・10月決算月)
日時 9月中旬
会場 岡崎商工会議所
- 秋の講演会
日時 10月12日(金)
会場 岡崎商工会議所 大ホール
講師 杉尾秀哉 氏
- 法人税実務研修会
第一回
日時 10月中旬
会場 岡崎商工会議所 中ホール
第二回
日時 11月初旬
会場 岡崎商工会議所 中ホール

本会・会議等予定

- 各 委 員 会
7月～8月 開催予定

個人情報の取り扱いについて

当法人会は、会員企業様に関する「個人情報」を、研修会・各種会議などの開催通知、会報誌などの送付、福利厚生などのご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

＝ 個人情報に関するお問い合わせ ＝

個人情報の「開示」「訂正」「利用停止」等のご請求並びに個人情報の取り扱いに関するお問い合わせは、下記窓口までお願いいたします。

愛知県岡崎市竜美南1丁目2番地(岡崎商工会議所5階)

TEL (0564) 53-2141

社団法人岡崎法人会 個人情報受付担当者

〈本会通常総会〉

e-Tax普及に貢献 名古屋国税局から感謝状

「一旦一般社団法人へ移行」

平成24年度社団法人岡崎法人会通常総会が去る5月24日(木)午後3時30分より岡崎商工会議所大ホールに於いて、竹内岡崎市税務部長・川上岡崎税務署長ほか関係諸団体から多数のご来賓をお迎えし、会員企業230社が出席して盛大、且つ厳粛に開催されました。

総会は伊藤副会長の開会のことばで始まり、大林会長は「青年部会・女性部会による租税教室活動」のお礼に続いて、名古屋国税局より、本会に対し、今年3月末現在、本会役員企業及び支部役員企業のe-Tax利用率100%を達成と、法人会だよりとホームページに漫画「松平社長のe-Taxものがたり」を掲載し、会員企業はもちろん一般に対しても、e-Taxの普及・定着に尽力した功績により、感謝状が頂けることになりました。岡崎税務署様のご指導・ご支援、ならびに当会役員及び会員皆様のご理解とご協力のお蔭であります。誠に有難うございました。」とお礼の言葉を述べ、今年度も引き続き「健全な経営・正しい納税・社会貢献」をテーマに活動を続けたいとあいさつした。

その後、来賓の紹介に続いて議案審議に入りました。議事録署名人選出のあと「平成23年度事業報告及び収支決算報告承認の件」、「一般社団法人移行承認の件」とその関連議案である「定款変更案」、「会費規程案」、続いて「平成24年度事業計画案及び収支予算案承認の件」について、特に今回は一般社団法人へ移行と言う重要な議案もありましたが、いずれも原案通り承認・決定されました。

続いて、感謝状の贈呈が行われ、はじめに会員増強努力支部には甲山支部以下8支部が表彰され、会員増強功労者の表彰では団体表彰で岡崎信用金庫本店営業部以下23団体が、また、個人表彰では大河原氏・小木曾氏が大林会長より感謝状が贈呈されました。

次に、e-Tax推進関係では岩津支部以下11支部に感謝状が贈呈されました。

続いて竹内岡崎市税務部長、川上岡崎税務署長、叡部税務連絡協議会会長、瀬戸大同生命三河支社社長よりそれぞれ祝辞を頂戴し、小原副会長の閉会の辞で閉会しました。

承認されました平成23年度収支決算総括表、平成24年度収支予算総括表・同事業計画は次の通りです。



▲名古屋国税局長感謝状を受け取る大林会長

平成23年度収支計算書総括表

自平成23年4月1日 至平成24年3月31日

(単位:円)

科目	一般会計	特別会計	内部取引消去	合計
I. 事業活動収入の部				
1. 事業活動収入				
(1) 基本財産運用収益	2,000			2,000
(2) 特定財産運用収益	2,351			2,351
(3) 会費収入	28,134,900			28,134,900
(4) 事業収入	1,268,676	7,898,341		9,167,017
(5) 補助金収入	1,182,240			1,182,240
(6) 受取負担金	0			0
(7) 推進費収入	8,906,300			8,906,300
(8) 雑収入	839,058			839,058
(9) 繰入金収入	1,280,102		1,280,102	0
事業活動収入合計	41,615,627	7,898,341	1,280,102	48,233,866
2. 事業活動支出				
(1) 事業費	33,068,037	4,449,614		37,517,651
(2) 管理費	8,325,485	1,853,625		10,179,110
(3) 法人税等引当支出	0	315,000		315,000
(4) 繰入金支出		1,280,102	1,280,102	0
事業活動支出合計	41,393,522	7,898,341	1,280,102	48,011,761
事業活動収支差額	222,105	0	0	222,105
II. 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
(1) 基本財産取崩収入				
(2) 特定財産取崩収入	2,970,500			2,970,500
投資活動収入合計	2,970,500	0	0	2,970,500
2. 投資活動支出				
(1) 特定資産支出	1,979,091			1,979,091
(2) 固定資産取得支出	0			0
(3) 保証金・敷金支出	0			0
(4) 固定資産除却額	23,704			23,704
投資活動支出合計	2,002,795	0	0	2,002,795
投資活動収支差額	967,705	0	0	96,136
III. 財政活動収支の部				
1. 財政活動収入	0	0	0	0
2. 財政活動支出	0	0	0	0
財政活動収支差額	0	0	0	0
IV. 予備費支出				
当期収支差額	1,189,810	0	0	1,189,810
前期繰越収支差額	14,657,149	0	0	14,657,149
次期繰越収支差額	15,846,959	0	0	15,846,959

平成24年度収支予算書総括表

自平成24年4月1日 至平成25年3月31日

(単位:円)

科目	一般会計	特別会計	内部取引消去	合計
I. 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1) 基本財産運用収益	2,000	0	0	2,000
(2) 特定財産運用収益	2,000	0	0	2,000
(3) 会費収入	27,000,000	0	0	27,000,000
(4) 推進費収入	9,026,000	0	0	9,026,000
(5) 事業収入	712,000	5,450,000	0	6,162,000
(6) 補助金収入	912,000	100,000	0	1,012,000
(7) 雑収入	804,000	250,000	0	1,054,000
(8) 繰入金収入	44,000	0	44,000	0
事業活動収入合計	38,502,000	5,800,000	44,000	44,258,000
2. 事業活動支出				
(1) 事業費	29,255,000	3,652,000	0	32,907,000
(2) 管理費	7,852,000	2,099,000	0	9,951,000
(3) 法人税等引当支出	0	5,000	0	5,000
(4) 繰入金支出	0	44,000	44,000	0
事業活動支出合計	37,107,000	5,800,000	44,000	42,863,000
事業活動収支差額	1,395,000	0	0	1,395,000
II. 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
(1) 特定財産取崩収入	0	0	0	0
投資活動収入合計	0	0	0	0
2. 投資活動支出				
(1) 特定資産支出	1,833,000	0	0	1,833,000
(2) 固定資産取得支出	0	0	0	0
(3) 保証金・敷金支出	0	0	0	0
投資活動支出合計	1,833,000	0	0	1,833,000
投資活動収支差額	△ 1,833,000	0	0	△ 1,833,000
III. 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入	0	0	0	0
2. 財務活動支出	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0
IV. 予備費支出				
当期収支差額	△ 2,438,000	0	0	△ 2,438,000
前期繰越収支差額	15,846,959	0	0	15,846,959
次期繰越収支差額	13,408,959	0	0	13,408,959

平成24年度事業計画

(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

1. 税知識の普及を目的とする事業

(1) 税務研修会

時宜に合わせて税制改正の解説や税務調査のポイントなど、税知識の普及に関する税務研修会や税務教室を開催する。

(2) 決算期別説明会

法人税、消費税等の適正な申告を納税者が行うために必要な決算申告の実務上のポイントや税制改正に関する知識の普及に関する研修会を法人の決算期別に開催する。

(3) 調査部所管法人研修会

調査部所管法人を中心に、名古屋国税局や岡崎税務署又は豊田税務署の担当官などによる税知識の普及を目的とする研修会や講演会を開催する。

(4) 税務署長等による講演会

税金は、非常に身近なものであるにも関わらず、複雑かつ難解で、敷居が高いと感じる納税者が多いため、岡崎税務署の署長や副署長、担当官などによる税をテーマにした講演会を開催し、税知識の普及を図る。

2. 納税意識の高揚を目的とする事業

(1) 租税教室

岡崎税務署管内の小学校を主な対象として、明日の我が国を担う児童に対し、租税の意義や役割等を理解してもらうための租税教室を開催する。

(2) 租税教育活動

次代を担う子どもたちを主な対象として、税金クイズ、税に関するビデオ放映、税に関するパンフレットの配布、税の作文依頼・表彰により租税教育活動を行う。

3. 税制及び税務に関する調査並びに提言に関する事業

当会会員を中心にアンケート調査を行い、税制及び税務に関する提言を取りまとめ、社団法人愛知県法人会連合会を通じて公益財団法人全国法人会総連合に上申する。

4. 地域企業の健全な発展に資する事業

(1) 経済・経営講演会

地域経済の中核を担う地域企業の健全な発展を図るためには、常に国内外の経済情勢の動向に注意を怠らないで、その変化に対応する適切な施策を検討することが肝要となる。当会では、主としてこのような地域企業の経営者等に対して経済・経営・時事問題の精通者を招き、経済・経営講演会の機会を提供する。

(2) 企業施設見学会

地域企業が独自の技術などを有する先進的な他の企業や工場、施設を見学する場を提供することで、地域企業の健全な発展、ひいては地域経済の活性化に資することを目的として企業見学会を行う。

(3) 北部あきんどフェア

北部支部内の地域企業の商品やサービスを紹介する展示会の場を地域企業に提供することを通じて、地域企業の健全な発展、ひいては地域経済の活性化に資することを目的として行う。

5. 地域社会への貢献を目的とする事業

(1) 健康、文化及び芸術等に関する講演会及び研修会

当会会員を含む地域企業や地域住民を対象として、健康、文化や芸術等に関する講演会や研修会を企画・運営し、講演や研修の機会を提供することを通じて、地域社会への貢献を目的とする。

(2) 文化及び芸術等に関する鑑賞会

岡崎税務署管内の地域住民を対象として、文化や芸術等に関する鑑賞会を主催公演し、鑑賞の機会を提供することを通じて、地域社会への貢献を目的とする。

(3) 防犯研修会

岡崎警察署管内の地域住民を対象として、防犯について研修会を行う機会を提供することを通じて、地域社会への貢献を目的とする。

6. 広報事業

広報誌「岡崎法人会だより」の年3回の発行及び税知識の普及や地域社会貢献活動の報告など情報発信を行う。

7. 会員の福利厚生等に資する事業

(1) 保険事業

(2) 福利厚生事業

(3) 広告事業

8. 会員の交流に資するための事業

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

所得税の確定申告期間中はe-Taxが**24時間利用**※
できるので、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を作成すれば、時間を選ばず自宅で手続きが行えます。
※メンテナンス時間を除きます。

**電子申告で
効率UP!**

**納税には
ダイレクト納付
が便利です!**

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。
※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!

平成23年分は最高4,000円 平成24年分は最高3,000円 の税額控除※1	添付書類の 提出省略※2	還付が スピーディ
---	-----------------	--------------

※1 平成19年から平成24年分の間でいずれか1回
※2 3年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

法人会 法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。 さらに詳しくはWEBへ

復興特別法人税のあらまし

〔東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法関係〕

平成24年3月

国 税 庁

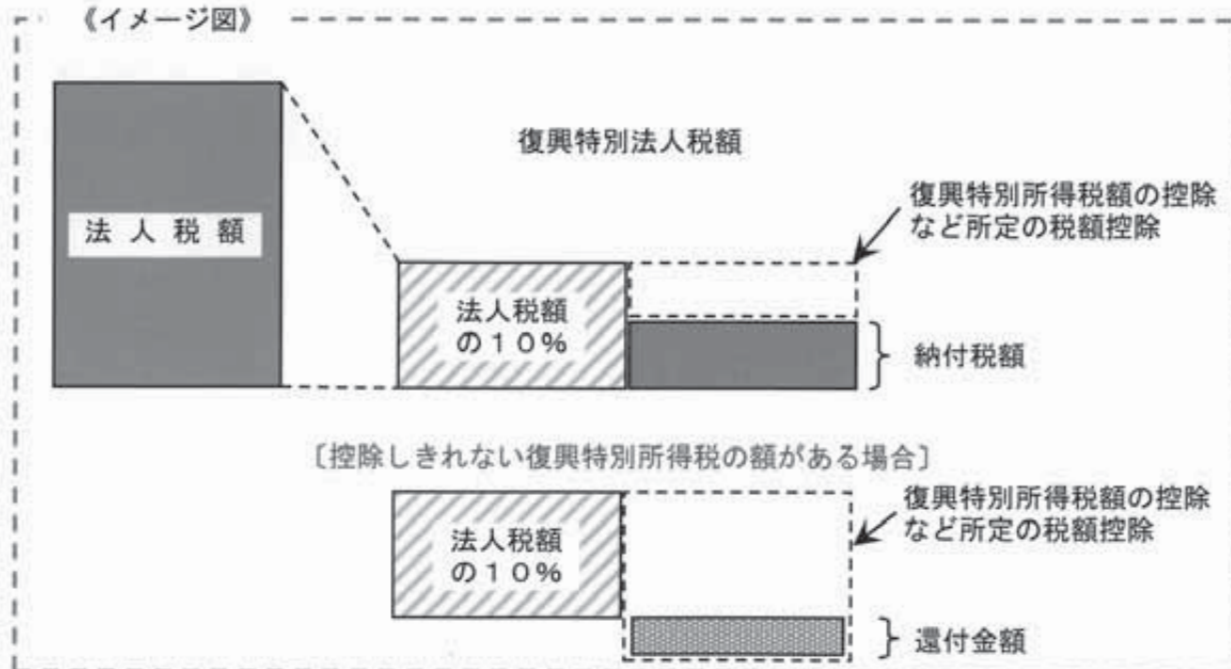
平成23年12月2日に公布された東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号。以下「復興財源確保法」といいます。）において復興特別法人税制度が創設され、平成24年4月1日から施行されることになりました。また、平成24年1月25日に復興特別法人税に関する政令（平成24年政令第17号。以下「復興特別法人税令」といいます。）及び復興特別法人税に関する省令（平成24年財務省令第7号）が公布されています。

このパンフレットは、平成24年3月31日現在の法令に基づき、復興特別法人税のあらましを説明していますが、①連結申告法人の取扱い、②一定の適格合併をした場合等の復興特別法人税の課税標準の計算などについてお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している「復興特別法人税の概要」をご覧ください。

（復興特別法人税制度の概要）

この制度は、法人の各事業年度の所得の金額に対する法人税の額に10%の税率を乗じて計算した復興特別法人税を、法人税と同じ時期に申告・納付することとされているものであり、利子など一定の所得に課された復興特別所得税の額などがある場合には、所定の金額を控除した後の金額を納付することとされています。また、復興特別法人税の額の計算上控除しきれない復興特別所得税の額がある場合には、その還付を受けるための申告書を提出することができることとされています。

《イメージ図》



(復興特別法人税制度の具体的内容)

復興特別法人税制度の具体的な内容は、次のとおりです。

1 納税義務者

法人は、基準法人税額につき、復興特別法人税を納める義務があります（復興財源確保法42）。

なお、人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなすこととされています（復興財源確保法41①）。

《基準法人税額の意義》

基準法人税額とは、法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（次に掲げる規定を除きます。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除きます。）をいいます（復興財源確保法44一）。

- ① 法人税法第67条（特定同族会社の特別税率）、第68条（所得税額の控除）、第69条（外国税額の控除）、第70条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）、第70条の2（税額控除の順序）及び第144条（外国法人の所得税額控除）
- ② 租税特別措置法第3章第5節（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）及び第5節の2（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

基準法人税額は、法人税申告書別表一（一）を使用する法人の場合、次の算式により計算した金額となります。

（算式）

$$\text{基準法人税額} = \text{別表一（一）「2」欄} - \text{別表一（一）「3」欄} + \text{別表一（一）「5」欄}$$

④ 法人税の納税義務のない法人（例えば、公益法人等及び人格のない社団等で収益事業を行わないものや国内源泉所得を有しない外国法人）や清算所得に対する法人税を課されている平成22年9月30日以前に解散した内国普通法人等（法人税申告書別表二十（一）又は別表二十（二）を使用する法人）は基準法人税額を有しませんので、納めるべき復興特別法人税の額は生じません（平成22年9月30日以前に解散した内国普通法人等の取扱いについては、「復興特別法人税の概要」をご覧ください。）。

2 納税地

復興特別法人税の納税地は、法人税の納税地と同じです（復興財源確保法46①）。

3 課税事業年度及び課税標準法人税額

(1) 課税事業年度

復興特別法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、一定の場合を除き、法人の平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度とされています（復興財源確保法40十、45①）。



(2) 課税標準法人税額

復興特別法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、各課税事業年度の課税標準法人税額は、一定の場合を除き、各課税事業年度の基準法人税額とされています（復興財源確保法47①、②本文）。

② 課税標準法人税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額が切捨てとなります（国税通則法118①）。

(3) 新設法人等の場合の課税事業年度等

イ 新設法人等の場合の課税事業年度

指定期間内に設立された法人など次の表に掲げる法人の場合には、それぞれ次の表の「課税事業年度」欄の事業年度が課税事業年度となります（復興財源確保法45）。

法 人	課税事業年度	最後の課税事業年度の対象期間
（新設法人） ① 指定期間内に設立された法人（復興財源確保法45②一）	指定期間内の日の属する事業年度（復興財源確保法45②一）	最後の課税事業年度開始の日から指定期間の末日までの期間 ただし、法人が次の場合に該当する場合には、それぞれ次の期間となります（復興財源確保法47②二）。 ① 指定期間の末日以前に合併により解散した場合 最後の課税事業年度開始の日から当該合併の日の前日までの期間 ② 指定期間の末日前に残余財産が確定した場合 最後の課税事業年度開始の日から当該残余財産の確定の日までの期間
（事業年度変更等法人） ② ①に掲げる法人以外の法人で、事業年度の変更その他の事由により、課税事業年度の月数の合計が36月を超えるもの	指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（復興財源確保法45①）	最後の課税事業年度開始の日から当該法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日以後3年を経過する日までの期間（復興財源確保法47②一）

ロ 新設法人等の場合の最後の課税事業年度の課税標準法人税額

上記イの表に掲げる法人の各課税事業年度（復興特別所得税の額があるため、課税事業年度とみなされる事業年度を除きます。5ページの5(4)の②参照。）のうち最後の課税事業年度の課税標準法人税額は、(2)にかかわらず、次の算式により計算した金額となります（復興財源確保法47②ただし書）。

（算式）

$$\text{課税標準法人税額} = \text{基準法人税額} \times \frac{\text{上記イの表の「最後の課税事業年度の対象期間」の月数}}{\text{最後の課税事業年度の月数}}$$

① 上記算式の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします（復興財源確保法47③）。

2 最後の課税事業年度以外の課税事業年度の課税標準法人税額は、(2)によります。

課税事業年度及び課税標準法人税額については、6ページ以降の事例も参考としてください。
また、指定期間内に新たに収益事業を開始した公益法人等、一定の適格合併に係る合併法人などの課税事業年度及び最後の課税事業年度の課税標準法人税額については、「復興特別法人税の概要」をご覧ください。

4 税額の計算

(1) 復興特別法人税の額

復興特別法人税の額は、次の算式により計算した金額となります（復興財源確保法48）。

$$\text{復興特別法人税の額} = \text{課税標準法人税額} \times 10\%$$

(2) 復興特別所得税額の控除

内国法人が各課税事業年度において課される復興特別所得税の額は、公社債の利子、剰余金の配当等に係るものについては元本の所有期間であん分をし、これら以外のものについては全額を控除対象とするなど法人税の額から控除する所得税の額の取扱いに準じて、当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除されます（復興財源確保法49①、復興特別法人税令5①④、法人税法施行令140の2、租税特別措置法施行令26の11①）。

したがって、復興特別所得税の額を法人税の額から控除することはできません。

なお、復興特別所得税は所得税と併せて源泉徴収されますので、控除を受けるべき金額の計算の基礎となる復興特別所得税の額は、源泉徴収された「所得税及び復興特別所得税の額」に

$$\frac{2.1}{102.1}$$

を乗じて計算した金額となります（復興財源確保法28⑥）。

① 源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に所得税の源泉徴収を行う際に、復興特別所得税を併せて徴収することとされているため、復興特別所得税は、平成25年1月1日以後に支払を受けるべき利子等について課されることとなります（復興財源確保法28①）。

② 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずる所得につき課される復興特別所得税の額については、復興特別法人税の額から控除することはできませんので（復興財源確保法49②）、この復興特別所得税の還付を受けるために復興特別法人税申告書を提出することはできません（5ページの5(4)参照）。

③ 復興特別所得税の額の控除を受ける場合には、復興特別法人税申告書、修正申告書又は更正請求書に控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類（復興特別法人税申告書別表二）を添付する必要があります（復興財源確保法49⑤）。

④ 平成22年9月30日以前に解散した内国普通法人等の取扱いについては、「復興特別法人税の概要」をご覧ください。

(3) 外国税額の控除

復興特別法人税申告書を提出する内国法人が各課税事業年度において法人税法第69条第1項（外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の控除対象外国法人税の額（租税特別措置法第66条の7第1項（内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入）及び第66条の9の3第1項（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の課税対象金額等の益金算入）の規定により控除対象外国法人税の額とみなされるものを含みます。）が法人税法第69条第1項の控除限度額を越えるときは、次の算式により計算した復興特別法人税控除限度額を限度として、その越える金額は当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除されます（復興財源確保法50①、復興特別法人税令6①、法人税法施行令142）。

$$\begin{aligned} \text{復興特別法人税控除限度額} &= \text{復興特別法人税の額} \times \text{国外所得割合} \\ \text{国外所得割合} &= \frac{\text{当該事業年度の国外所得金額}}{\text{当該事業年度の所得金額}} \end{aligned}$$

① 算式中の「復興特別法人税の額」は、その計算の基礎となった基準法人税額のうちに租税特別措置法第42条の4第11項《連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額》など一定の規定により加算された金額が含まれている場合には、当該基準法人税額からその加算された金額を控除した残額を基準法人税額とみなして計算した復興特別法人税の額となります（復興特別法人税令6①）。

② 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずる所得につき納付する控除対象外国法人税の額については、復興特別法人税の額から控除することは

できません（復興財源確保法50④）。

3 外国税額の控除を受ける場合には、復興特別法人税申告書、修正申告書又は更正請求書に控除を受けべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類（復興特別法人税申告書別表三）を添付する必要があります（復興財源確保法50⑤）。

4 控除対象外国法人税の額は、まず、法人税の控除限度額の範囲内で法人税の額から控除され、控除しきれなかったものは、復興特別法人税控除限度額の範囲内で復興特別法人税の額から控除されますが、なお控除しきれなかったものは、道府県民税の額及び市町村民税の額から控除されることとなります。また、当該事業年度の道府県民税の額及び市町村民税の額からもなお控除しきれなかった残額（控除限度超過額）は、前3年内事業年度（当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度をいいます。）の法人税、道府県民税及び市町村民税の控除余裕額のうち当該事業年度に繰り越されたもの（繰越控除限度額）を充当することにより控除され、なお控除しきれなかった残額（繰越控除対象外国法人税額）は、翌事業年度に繰り越されることとなります（復興財源確保法63①、法人税法69②③）。

(4) 税額控除の順序

復興特別所得税の額及び外国税額の復興特別法人税の額からの控除については、まず外国税額の控除をした後において、復興特別所得税の額の控除をすることとなります（復興財源確保法51）。

5 申告及び納付等

(1) 申告

法人は、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、復興特別法人税申告書を提出しなければなりません。ただし、課税標準である課税標準法人税額がない場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要はありません（復興財源確保法53①）。

② 1 清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、残余財産の確定の日の属する課税事業年度に係る復興特別法人税申告書は、当該課税事業年度終了の日の翌日から1月以内（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）に提出する必要があります（復興財源確保法53②）。

2 法人税法第75条又は第75条の2《確定申告書の提出期限の延長等》の規定により同法第74条第1項《確定申告》の規定による申告書の提出期限が延長されている場合には、復興特別法人税申告書の提出期限は、その延長された提出期限となります（復興財源確保法53④）。

なお、復興特別法人税申告書の提出期限の延長の適用を受けた場合には、所定の計算に基づく利子税を納付する必要があります（復興財源確保法53④⑤）。

(2) 青色申告

法人税の申告書を青色申告書により提出することにつき税務署長の承認を受けている場合には、復興特別法人税申告書及び当該申告書に係る修正申告書について、青色申告書により提出することができます（復興財源確保法58①）。

(3) 納付

復興特別法人税の額があるときは、復興特別法人税申告書の提出期限までに、その復興特別法人税を国に納付する必要があります（復興財源確保法55）。

(4) 復興特別所得税額の還付

控除をされるべき復興特別所得税の額で、復興特別法人税の額の計算上控除しきれなかったものがあるときは、その控除しきれなかった復興特別所得税の額の還付を受けることができます（復興財源確保法53、56）。また、課税標準法人税額がない場合においても、控除をされるべき復興特別所得税の額があるときは、復興特別法人税申告書を提出することにより、その復興特別所得税の額の還付を受けることができます（復興財源確保法54、56）。

② 平成24年4月1日に開始した事業年度であっても、平成25年1月1日以後に源泉徴収をされた復興特別所得税の額がある場合には、その還付を受けるために復興特別法人税申告書を提出することができます。この場合には、当該事業年度は課税事業年度とみなされますが（復興財源確保法45③）、課税標準法人税額はないものとして申告をします（復興財源確保法47④）。

同様に、最後の課税事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度において、源泉徴収をされた復興特別所得税の額がある場合にも、当該各事業年度は課税事業年度とみなされますが、課税標準法人税額はないものとされますので、その復興特別所得税の額の還付を受けるために復興特別法人税申告書を提出することができます。

(参考)

復興特別法人税の課税事業年度及び課税標準法人税額

事例	<p>原則 年1回9月末決算法人</p> <p>24.4.1 指定期間 27.3.31</p> <p>3年</p> <p>事業年度 24.10.1 25.9.30 26.9.30 27.9.30</p> <p>X₁ X₂ X₃</p> <p>A B C</p>
課税事業年度の説明	<p>○ 指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日(24.10.1)から同日以後3年を経過する日(27.9.30)までの期間内の日の属する事業年度が課税事業年度となることから、25/9期、26/9期及び27/9期が課税事業年度となります(復興財源確保法45①)。</p> <p>㊦ 年2回(例えば3月31日・9月30日)決算法人の場合には、指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日(24.4.1)から同日以後3年を経過する日(27.3.31)までの期間内の日の属する事業年度が課税事業年度となることから、24/9期、25/3期、25/9期、26/3期、26/9期及び27/3期が課税事業年度となります(復興財源確保法45①)。</p>
各課税事業年度の課税標準法人税額	<p>各課税事業年度の課税標準法人税額は、次のとおりとなります。</p> <p>① 25/9期(24.10.1～25.9.30) $X_1 = A$</p> <p>② 26/9期(25.10.1～26.9.30) $X_2 = B$</p> <p>③ 27/9期(26.10.1～27.9.30) $X_3 = C$</p> <p>㊦ 復興特別法人税の課税標準である各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額となります(復興財源確保法47①②本文)。</p>

㊦ 部分は課税事業年度を示します(以下同じです)。

また、A、B、C…はそれぞれの課税事業年度の基準法人税額(2ページの1参照)を、X₁、X₂、X₃…は課税標準法人税額を示します。

平成24年度通常総会開催

青年部会総会が、去る5月14日(月)午後3時40分から岡崎ニューグランドホテルに於いて、岡崎税務署から川上署長、今枝副署長、歴代会長の山本氏、岡田氏、大同生命保険から渡辺岡崎営業所長のご来賓をお迎えして、会員と来賓合わせて73名が出席して盛大に開催されました。

牧部会長(フジケン)が議長となり「平成23年度事業報告及び収支決算承認」、「平成24年度事業計画及び収支予算決定」、「役員改選」について、いずれも可決・承認されました。

総会終了後、記念講演会が開催され、講師に広瀬ちえ先生をお迎えし、「正しい食事で経営力アップ!」と題して、開かれた講座は大変好評でありました。



▲あいさつする 牧 部会長

平成23年度収支決算書

1.収入の部 (単位：円)

科 目	決 算 額
会 費	1,296,000
助 成 金	800,000
事 業 収 入	1,362,000
そ の 他 収 入	2,805,872
当 期 収 入 合 計	6,263,872
前 期 繰 越 収 支 差 益	535,770
収 入 合 計	6,799,642

2.支出の部 (単位：円)

科 目	決 算 額
事 業 費	4,856,176
会 議 費	880,550
管 理 費	7,680
特 定 預 金 支 出	200,000
雑 費	10,763
予 備 費	0
当 期 支 出 合 計	5,955,169
当 期 収 支 差 額	308,703
次 期 繰 越 収 支 差 額	844,473

平成24年度収支予算書

1.収入の部 (単位：円)

科 目	予 算 額
会 費 収 入	1,600,000
助 成 金	700,000
事 業 収 入	420,000
そ の 他 収 入	30,000
当 期 収 入 合 計	2,750,000
前 期 繰 越 収 支 差 額	844,473
収 入 合 計	3,594,473

2.支出の部 (単位：円)

科 目	予 算 額
事 業 費	1,300,000
会 議 費	1,100,000
管 理 費	20,000
特 定 預 金 支 出	200,000
雑 費	20,000
予 備 費	300,000
当 期 支 出 合 計	2,940,000
次 期 繰 越 収 支 差 額	654,473
支 出 合 計	3,594,473

主な計画と事業計画

- | | |
|--|---|
| <p>1. 総務委員会 担当 太田副部長
 e-Tax推進 会員登録 100% 実施 80%
 役員登録 100% 実施 100%</p> <p>2. 事業委員長 担当 高沢副部長
 租税教室の推進 講師の育成</p> <p>3. 研修委員会 担当 石川副部長
 年3回税務署との研修、講話、意見交換会の開催
 その他研修事業</p> | <p>4. 組織委員会 担当 梶川副部長
 会員増強 純増一社以上
 広報活動の充実</p> <p>5. 交流委員会 担当 山崎副部長
 会員相互の交流全般
 全国青年の集い（宮崎大会）への参加</p> |
|--|---|

岡崎税務署幹部との意見交換会

平成24年2月9日(木) 岡崎ニューグランドホテルに於いて、川上岡崎税務署長、今枝副署長、河合統括官にご出席いただき、意見交換会を開催しました。

牧部会長はじめ40名の参加を得、石川担当副会長の司会により、税務調査時のエピソードなど、こんな質問をしても良いのか心配するくらい、興味ある話題で盛り上がりました。



▲会員と意見交換する川上署長

青年部会新会員の紹介 (敬称略)

- | | |
|---|--|
|  | 会員名 富原 大貴
法人名 野村證券株式会社岡崎支店
所在地 岡崎市康生通西2-11 |
|  | 会員名 高橋 正至
法人名 中部石油株式会社
所在地 岡崎市明大寺町大塚1-15 |
|  | 会員名 大橋 俊広
法人名 岡崎信用金庫本店営業部
所在地 岡崎市菅生町元菅41 |
|  | 会員名 日下部 麻子
法人名 有限会社クサカベ工芸
所在地 岡崎市六名東町6-22 |
|  | 会員名 大石 智臣
法人名 栄屋乳業株式会社
所在地 岡崎市東牧内町甲田45 |

- | | |
|---|---|
|  | 会員名 加藤 雄一郎
法人名 株式会社花徳
所在地 岡崎市庄司田1-11-9 |
|  | 会員名 石垣 博昭
法人名 大同生命保険株式会社三河支社
所在地 岡崎市明大寺町菩提円13-2 |
|  | 会員名 木下 恵美
法人名 大同生命保険株式会社三河支社
所在地 岡崎市明大寺町菩提円13-2 |
|  | 会員名 谷澤 公彦
法人名 タニザワフーズ株式会社
所在地 岡崎市井田西町1-2 |

『税に関する小学生の作文』表彰



▲受賞者7名のみなさんと関係者

平成23年度の『税に関する小学生の作文』の表彰式が平成24年2月26日(日)岡崎商工会議所大ホールで開かれました。

岡崎税務署管内の全54校の小学校から 3,798点の応募がありました。

受賞者は次のみなさんです。

		(敬称略)	
■岡崎税務署長賞	まつばら 松原	あやか 礼華	(岡崎市立 大樹寺小学校)
■岡崎市長賞	すぎやま 杉山	たくや 拓哉	(岡崎市立 生平小学校)
■幸田町長賞	こばやし 小林	なな 央奈	(幸田町立 豊坂小学校)
■岡崎市教育委員会賞	ひこさか 彦坂	ももか 桃花	(岡崎市立 男川小学校)
■幸田町教育委員会賞	かわさき 川崎	しょうた 翔大	(幸田町立 荻谷小学校)
■岡崎税務署管内 税務連絡協議会長賞	かとう 加藤	たいち 太一	(岡崎市立 常盤東小学校)
■社団法人岡崎法人会長賞	いそだ 磯田	つよし 剛志	(岡崎市立 矢作南小学校)

平成24年度女性部会通常総会

平成24年度女性部会通常総会が5月22日(火)岡崎ニューグランドホテルにて開催されました。来賓として岡崎税務署から川上武士署長様、今枝なほみ副署長様、河合一浩法人課税第一部門統括官様、大同生命保険石垣博昭第一営業課長様、をお迎えして、丹羽部会長はじめ会員31名が出席されました。

丹羽美穂子部会長の挨拶の後、議案審議にはいり「平成23年度事業報告・収支決算承認」「平成24年度事業計画・収支予算決定」について、いずれも原案どおり承認、可決されました。なお、事業計画、収支予算、収支決算は記載のとおりです。



▲あいさつする丹羽部会長

平成23年度収支決算書

収入の部 (単位：円)

科 目	決 算 額
会 費 収 入	330,000
補 助 金	800,000
そ の 他 収 入	47,291
事 業 収 入	492,000
当 期 収 入 合 計	1,669,291
前 期 繰 越 収 支 差 額	504,410
収 入 合 計	2,173,701

支出の部 (単位：円)

科 目	決 算 額
事 業 費	968,111
会 議 費	465,106
管 理 費	12,477
特 定 預 金 支 出	100,000
予 備 費	0
当 期 支 出 合 計	1,545,694
当 期 収 支 差 額	123,597
次 期 繰 越 収 支 差 額	628,007

平成24年度収支予算書

収入の部 (単位：円)

科 目	予 算 額
会 費 収 入	438,000
補 助 金	800,000
そ の 他 収 入	30,000
事 業 収 入	500,000
当 期 収 入 合 計	1,768,000
前 期 繰 越 収 支 差 額	504,410
収 入 合 計	2,272,410

支出の部 (単位：円)

科 目	予 算 額
事 業 費	1,450,000
会 議 費	540,000
管 理 費	30,000
特 定 預 金 支 出	100,000
予 備 費	152,410
当 期 支 出 合 計	2,272,410
次 期 繰 越 収 支 差 額	0
支 出 合 計	2,272,410

平成24年度事業計画

方針

平成5年3月26日、関係機関の方々のご指導と(社)岡崎法人会のご援助のもとに発足しました(社)岡崎法人会女性部会は、早いもので19年目を迎えることになりました。

昨年度は、講演会・見学会・情報交換会、そして税務署幹部との意見交換会等々を通じて、会員相互の親睦と自己啓発を図ることができました。

社会貢献事業については、引き続き第6回目、岡崎公園内に桜の植樹及び贈呈式を催すことが出来ました。桜の植樹に対し今後継続管理をどのように関わっていくかは、これからの課題です。

また、租税教育に関しては、「小学生の税に関する作文」募集・表彰が6年目となり、次代を担う子供たちに対する税の啓蒙活動・社会貢献を成功裡に終える事が出来ました。

本年度も引き続き「会員相互の親睦と自己啓発」を活動の基本方針として、女性部会による租税教育等を含んだ社会貢献活動を視野に入れ、事業の展開を図る所存でございます。会員一同の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

《通常総会記念講演会》

平成24年度女性部通常総会に続き、記念講演会として、はちまん正人先生によるピアノコンサートが開催されました。

はちまん先生は1963年名古屋市生まれ、ソロピアノを中心に異ジャンル奏者との共演で独自の即興ピアノスタイルを確立、現在は国内のみならずヨーロッパやアメリカでもご活躍中です。

今回は「慕情」「ムーン・リバー」「オペラ座の怪人」「夜明けのスキヤット」他、誰もがよく知っている曲を演奏して下さり「チャルダッシュ」では、演奏途中に先生の合図で「ハイ！」と全員で掛け声を入れるという楽しい演出もありました。「人はみな人生に3回鐘が鳴る、誕生、結婚、葬送の時。そして今日は皆さんのために・・・」とお話しされたあと聴いた「ラ・カンパネラ」はしみじみと胸に響きました。

懇親会の終わりに、先生の演奏、竹内佐知子さんの歌声に合わせて「ふるさと」を合唱、はちまんピアノワールドを堪能させていただきました。

(総務委員・辰巳百合子)



新春のつどい

新年が明けまして女性部会新春のつどいが1月18日、岡崎市中町の六本木にて執り行われました。今回は龍城神社の宮司様取り仕切りの元、二礼二拍手一礼にて礼拝。会員一同今年への希望を胸に秘め、願ったことと思いません。続いて税務研修会では岡崎税務署 今枝副署長様、河合統括官様に出席していただきました。今枝副署長様の楽しいトークとともに相続税のお話を聞かせていただきました。今年は新春より相続の相談がとて多かったとのお話しで先年度からの家族の絆の大切さを身近に感じる事が出来ました。新春にふさわしく華やかな催しとして名古屋フィルハーモニー交響楽団 事業部長、飯島秀郎様のピアノ演奏をBGMに食事会が始まり、美味しい料理に舌鼓を打っているとびっくり！！会員の竹内佐知子様が黒のロングドレスでソプラノ歌手に変身して現れました。皆で歌を歌い楽



しいひとときを過ごし、良い一年のスタートを切ることが出来ました。

(広報委員 小野 正奈)

岡崎公園 桜の植樹贈呈式

平成24年3月8日(木)

今日は昨日と変わり少し暖かくてよかったです。場所は龍城橋南側の板屋のお地藏様の下。「三本の桜」の植樹。一年前、女性部会の委員会、理事会で植樹が決定し、公園緑地課に申し込み。その後の返事でもう植える所が無いのでベンチではどうかとの事。それから女性部会内でいろいろ話し合いをして他の事業を探しました。そろそろと思っていた矢先に桜を植える所があるとの事。これで記念事業として開催が出来てやれやれです。

結果としてはまだまだ毎年植えられるとの事、女性部会の事業が続いてやれるとの事うれしいかぎりです。そして女性部会の公益事業が出来ると大変よかったです。前に植えた桜の苗木も大きく成長し、岡崎公園の桜祭りに役に立っている様です。皆様又公園に行かれた時には岡崎法人会女性部会と名入になっています。



ますので見つけてみて下さい。

(総務副委員長 鈴木由美子)

見学研修 田原リサイクルセンター『炭生館』

平成24年2月16日(木) 参加者23名

平成17年3月竣工された『炭生館』は敷地面積は約11,400㎡、処理能力は60t/日は、岡崎の中央クリーンセンタの約6分の1ですが、特徴は民間会社5社により特別目的会社が出資・設立され、田原市のごみ処理、処分事業の一部の中間処理業務を15年間にわたり担当している施設です。また、同社はごみから製造する炭化物の有効活用を目指した販売も担当しています。岡崎の施設同様、これまでのごみ処理場のイメージを払拭する、清潔な外観、臭気を漏らさない構造に納得し、施設管理者に熱心に説明を求めている方もいました。

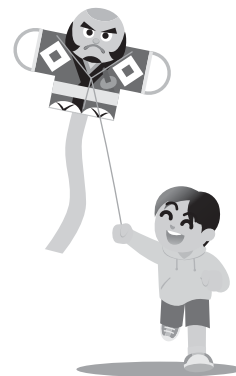


見学研修会 『春あふれる田原市見学と年金研修会』

平成24年3月23日(金) 参加者13名

あいにくの天候であったが、田原市博物館は重要文化財渡辺華山関係資料が陳列されており、華山の功績を再認識しました。続いて見学した田原まつり会館には孫の出生祝い凧、祖父母の長寿祝い凧などの大小さまざまな凧が陳列されており、目の保養になりました。

その後、昼食会場にて、講師に社会保険労務士の小林健太氏をお招きし、「どうなる、今の年金とこれからの年金」と題して、研修会を開催し、今後の年金について説明を受け、自分の年金がどうなるか、皆さん質問をしていました。



※ 岩津・福岡支部 ※

視察研修会「新東名で行く(株)ヤクルト富士裾野工場」

今回は、新東名関係者である岩津支部役員のご提案で開通間もない新東名を御殿場まで視察したいという研修会だ。開通から一ヶ月、ゴールデンウィークという洗礼を受けたばかりの新東名の視察研修会に繰り出した。SA情報など連日テレビで報道されているのもあって、車内は買い物予定の話で賑やかだ。三ヶ日JCTから入った新東名は道路の色も鮮やかで真っ白いラインが清々しい。予習の成果あって起伏の少ない直線に近い道路設計や周囲の環境を考慮し、道路のみを照らす照明を確認できた。トンネルも広く、LEDライトなので独特の圧迫感を感じない。緑を堪能できる快適でスムーズな走行を楽しめた。最初の目的地、ピアノをモチーフにした浜松SAはバス10台の年金ツアー客と高速利用者以外のお客さんでごった返し、各所で行列ができています。名物はまだ9時にもかかわらず『本日分完売』のありさまだ。レジもトイレも混雑し、休憩時間を延長した。御殿場で高速を降りる頃には雨が降り出したが、昼食会場に選んだレストランは静かで若々しい緑に包まれ、しっとり雨に濡れて美しい。広いホールを借り切り、ゆったり配置されたテーブルを囲み、目にも舌にも美味しいイタリアンランチを楽しんだ。雨は小降りになったが広大で自然豊かなヤクルト富士裾野工場はもう6月だというのに肌寒い。健康なお嬢さんに導かれ映像による説明を受けた後、バスで工場に向かいジョアとミルミルの製造・充填を視察した。徹底した衛生管理のため、作業員の手洗いが不十分だとドアが開かないらしい。いつまでもいつまでも頭を下げ手を振り見送ってくれる従業員さんたちの姿に『形だけではない』誠意と実直な社風を感じつつ帰路につくと雲が切れ始め、今日始めての冠雪した富士山を車窓から眺めることができた。新東名は殆んどが山の中を走るので景色にあまり特徴を感じられなかったが、やっと「静岡県にいるんだ」と実感するのと同様に改めて富士山の美しさ大きさを感じた。帰路も予定外のSAに立ち寄りつつ和気藹々の車内だ。急すぎる斜面に広がる茶畑がいつしかみかん畑になり、三ヶ日JCTからつぎはぎだらけの道路に変わるや否や見慣れた風景が車窓に広がった。今後開通しオープンする額田JCT(仮名)やSAが大いに楽しみになり、ヤクルトにも新たな関心を持つ事ができた視察見学会だった。

(福岡支部支部長 鈴木啓之)



教育講演会 『サイバー犯罪の現状と対策』～サイバー犯罪に巻き込まれないために～

講師 梅村 峰次 氏

平成24年1月14日、岡崎法人会甲山支部後援・社会貢献事業として「教育講演会」が市立甲山中学校体育館にて開催されました。愛知県警察本部サイバー犯罪対策室・情報セキュリティアドバイザーの梅村峰次氏を講師に招き「サイバー犯罪の現状と対策」～サイバー犯罪に巻き込まれないために～というテーマで、インターネットの危険性と青少年が巻き込まれやすいトラブルについて、具体的事例を交えながら熱心に語っていただき、とても有意義な講演会となりました。



受講者は甲山中学校全校生徒、教職員、保護者及び学区と甲山支部で総勢934名の参加がありました。

インターネットの普及は、多くの情報共有や社会・時間の壁を超えたコミュニケーションの進展など「大きな恩恵」をもたらす一方、その使い方を誤れば「犯罪」になりかねない危険性が潜んでいます。学校裏サイトなどのコミュニティサイトで悪口を書き込まれる…自分や家族、友達の個人情報がインターネットに流れてしまう…出会い系サイトやコミュニティサイトを利用して知らない人に会い犯罪に巻き込まれる…オンラインゲームで不正にアイテムを盗む…青少年を中心に数多くのトラブルが発生しています。そういった現状を体育館演台袖両側に映し出された映像を見ながら、検挙件数が年々増加している現実を知り、認識を新たにしました。

また、講師からの問い掛けに、生徒自身が考え答えるという「質問コーナー」を設け、サイバー犯罪未然防止のための基本的な注意事項を学びました。それは、①自己防衛 ②個人情報の管理 ③パスワードの管理 ④電子メールアドレスの慎重な扱い ⑤子供に対する保護者の日頃からの指導…です。

今回の講演で感じました事は、まずは『人の嫌がることはしない』そして『インターネットを簡単に信用しない』最後には『困ったら相談する』そういった行動や考え方が大事だと思います。また、親子でインターネットの正しい安全な使い方を話し合うことも大切だと感じました。子供の年齢・用途に応じた安全なフィルタリングサービスを利用し、子供に有害なカテゴリやサイトへの接続をブロックする…携帯電話を持たせる親だから出来ることも親の責務だと思います。『長所は短所』とも言われる様に、インターネットの長短両面を再認識する貴重な機会でした。

甲山支部副支部長 中根 健

心のバリアフリーター ―本足のどっちゃん

講師 後藤 政幸 氏

今日は、講演をさせていただきありがとうございます。
今日の講演内容は最近の中学生に足りない部分だと感じました。特に、人を思いやるという部分では特に足りないと思う。
僕は以前、水泳をやっていたんですが、体の障がいの人が水泳をしているところを見たことがあります。その子を見た時に、何か輝いて見えるのを感じました。そして、その子には、今の自分にはないものがある。やる気とやさしさです。その子は誰に対しても優しくしていました。たまたま、タオルを忘れた子がいました。障がいの子は、自分が先にふくのではなく忘れた子に貸していました。そして忘れた子は「ありがとう」と言い借りていました。障がいの子は忘れた子が使ったぬれたタオルでふいているのを見てももしも障がいの子みたいな行為をためらわずできるかと言うとすこし悩むところもありますが、今日の絵本を見て足りなかったら誰かがそれを足して助け合っていかなければいけないんだと感じました。これからは自分もためらわずそういう優しい行為をしていきたいと思います。また時間があつたら絵本をもう一度読みたいと思います。



『命生かされた己の使命』を聞いた感想、お礼の言葉 ……岡崎市立城北中学校 3年2組1番 浅岡連太郎

税務研修会 「平成24年度税制改正を中心として・・・」

講師 畝部 泰則 氏

毎年も税理士 畝部泰則先生による「平成24年度の税制改正について」と題し研修会を開催しました。毎年と比べ、参加者が半分程度だったのは、研修会後の懇談会がなかったのと、政治が不安定でここ2年間ははっきり言えない事も多く、先生も、出席者の方々も困惑している事が、参加人数の結果として物語っているのではないのでしょうか。しかし、参加して頂いた方々は「良かった」「非常に良かった」が8割以上で、研修時間も9割の方が良しとのことでした。



1. 税制改正項目は、(1)法人税関係では ①税率軽減・復興特別法人税創設 ②青色申告書提出法人の繰越し欠損金の繰越期間と繰越控除 (2)消費税関係、①事業者免税点制度の見直し(平成24年4月1日以後開始課税期間から適用)以下が1,000万円以上なら翌年から課税事業者 ②仕入税額控除の見直し(平成25年1月1日以後開始課税期間から適用) (3)国税通則法関係

2. 平成24年度税制改正項目 ①給与所得控除 年収1,500万円まで(245万円まで) ②退職所得課税 在任期間5年以下の役員退職金の2分の1課税除外

以上、研修会最後に質問が色々出て、受けられた方々は真剣に研修を受けられている事を感じました。

(竜海支部支部長 小林 数生)

※ 矢作支部 ※

自動車向け総合開発拠点「東レオートモーティブセンター(AMC)見学会」

2012年4月19日(木)矢作支部研修会を開催致しました。本年は名古屋の港区大江にある東レオートモーティブセンターに24名で見学に行きました。ボーイング787に東レの炭素繊維が使用されていることはご存知のことと思いますが、名古屋周辺に自動車の主要企業があることから、顧客との共同開発の強化、開発のスピードアップを図るために2008年6月に設立されたそうです。

展示室には自動車に使われている東レの製品が多数展示されており、エアバック、シート生地、シートベルト、ダッシュボード、パネル、シャフトetcと普段見えないところに多くの物が使われていることがわかりました。

この他展示室には、昨年12月に「第42回 東京モーターショー 2011」に出展した次世代型コンセプトEV(電気自動車)「TEEWAVE」AR1が展示されており、所長様のお計らいで、直接触ってドアの開閉などさせていただきました。(見学者に触らせたのは初めてとか)質感も普通の車と遜色なく、F1を設計していたゴードンマーレーがデザインし、実際に公道走行可能と聞き、電気自動車の時代はもうすぐそこまできているのだと実感しました。(「TEEWAVE」AR1は、7月に「おかざきものづくりフェア」に展示されるそうです。)

帰りは近くの熱田蓬莱軒にて、会員の皆様とひつまぶしを食べながら談笑して終わりました。

7月10,11日竜美丘会館に来ます。



(矢作支部支部長 野田 篤文)

六ツ美三団体合同視察研究会報告

2月2日(金)六ツ美三団体合同の視察研究会に参加して参りました。
六ツ美の合同研究会ということで懐かしい皆様とご一緒でき楽しい一日を過ごすことができました。

今回は『あいち臨空新エネルギー実証研究エリア』と『JRリニア鉄道館』に行つてまいりました。

ここ東海地方は第二東海ハイウェイとリニア高速鉄道の建設が進み21世紀の新しい交通ネットワークが構築される一方、東海地震の脅威が心配され、原発問題やらと期待と不安が交錯する近年です。

そんな中、私たちは電気エネルギーの現状、未来を勉強し、リニア鉄道間では新聞誌上で得た、知識ではなく実際の体験を通じて日本技術革新の先進性を質すことができました。

恐ろしいほどの科学技術の発達には私たちに便利さと快適さを提供してくれる反面、『そんなに急いでどこ行くの』の標準を思い出させてくれます。

超特急新幹線が遅く感じる感覚は何でしょう。原発問題も国民が自己責任において方向性を決めねばならない大切な課題です。

これからもこうした機会を通じて勉強していきたいと思ひます。
ありがとうございました。

(六ツ美支部支部長 小林 素子)



国税電子申告・納税システム

e-Tax

**納税には
ダイレクト納付
が便利です!**

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

**電子申告で
効率UP!**

e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!

平成23年分は最高4,000円	平成24年分は最高3,000円	の税額控除
添付書類の 提出省略	還付が スピーディ	

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス



『全法連功労者表彰』

さる6月19日(火)開催されました、愛知県法人会連合会通常総会の席上で、永年に亘り法人会の発展にご尽力されました、次の方々が表彰されました。

全法連功労者表彰受賞者 (順不同)

石田 英雄氏 石田設備 株式会社
倉田 長秀氏 株式会社 クラタ産業



新会員の紹介 — 平成23年12月中旬~平成24年5月初旬 —

(順不同・敬称略)

支部名	法人名	代表者名	所在地	営業内容
甲山	(資)武嶋石材店	武田 吉一	岡崎市梅園町字2丁目10番地3	石材業
甲山	イナホバックフィルターメンテナンス(株)	牧野 礼	岡崎市稲熊町字後田39-33	
甲山	(有)アクタ	大宮 龍彦	岡崎市稲熊町字5丁目106番地1	健康食品の販売
甲山	豊田テクノファーム(株)	豊田 親示	岡崎市梅園町1-13-2	各種機械装置、加工部品の営業代行、仲介
城北	(株)シップス	柴田 和宏	岡崎市八帖北町22番地5	運送業
城北	康生ビル(株)	酒井 真司	岡崎市康生通西3丁目16番地	不動産賃貸
城北	(有)沓名設備工業	沓名 悟	岡崎市八帖南町1丁目4-6	衛生配管
美川	(株)ミュール・テック	野々山 建治	岡崎市丸山町上地畑58-1	空調設備工事
福岡	(有)アイニーズ	武田 恵美子	岡崎市緑丘2丁目8番地7	コンタクトレンズ販売
福岡	アクアゲート(株)	川端 利香子	岡崎市福岡町字新町32番地	ホテルの経営
福岡	(有)キタガワ電気工業所	北河 雅志	岡崎市福岡町字清水1番地1	電気工事
福岡	(有)スリーディ	高木 清	岡崎市緑丘3丁目5番地2	工作機械販売
福岡	(株)近藤建築工房	近藤 基晴	岡崎市上地2丁目25番地23	建築業
竜海	(株)ジャパンクリエイイト	柴田 勝朗	岡崎市明大寺町字向山2番地75	不動産賃貸
竜海	(有)ホープ	長坂 修二	岡崎市明大寺町字東長峰39番地	コンビニエンスストア
竜海	(株)ウエイアウト	太田 貞利	岡崎市東明大寺町15番地7	小売業
竜海	(有)Yプランニング	米村 篤史	岡崎市明大寺町字大塚25番地372	電気通信工事
竜海	(医)竜美歯科医院	牧 公彦	岡崎市竜美中2-3-11	歯科医療
竜海	(株)アモス 大西事務所	神尾 昌夫	岡崎市大西3丁目2-17	調剤薬局の経営
竜海	(医)羽栗会 ホワイト心療内科	粟生 洋	岡崎市羽栗町字田中30番地	心療内科
南部	三和観光(株)コスモジャパン北店	佐藤 亨	岡崎市井ノ口新町3番4	遊技場
南部	(株)エスユー技研	坂本 昌隆	岡崎市針崎2丁目1番地1	製造業
南部	(有)ニシウラ	西浦 一成	岡崎市羽根西2丁目1番地15	廃棄物の収集運搬
南部	(株)ACE	足立 泰広	岡崎市戸崎町字東山44-30	新聞販売業務
矢作	(有)ケイアイサービス	工藤 育久	岡崎市昭和町字観音25番地1	業務請負業
矢作	東和商事(株)	船山 東	岡崎市筒針町字池田1番地3	再生資源卸売業
矢作	(有)育寿会はあとふる	平岩 修子	岡崎市渡町字池田10番地2	介護用品販売等
矢作	(有)ピーツ	鈴木 雄史	岡崎市上佐々木町梅ノ木8-3	自動車試作部品板金
矢作	(株)堤組	堤 義明	岡崎市森越町字城屋敷67番地	
矢作	東和梱包産業(株)	加藤 芳一	岡崎市森越町字山伏13番地	一般区域運送業
矢作	(株)中日技研	月岡 明德	岡崎市小針町字拾式塚96番地	特装車両部品・福祉車両部品製造
矢作	(有)山田電設	山田 猛	岡崎市大和町字荒田103番地3	電気器具機械修理業
岩津	(株)しみず	清水 保明	岡崎市奥殿町字薬師洞62番地	コンビニエンスストア(サカシ)
岩津	レントリー愛知(有)	安藤 崇	岡崎市細川町字長原107-11	建設機械部品販売、修理、レンタル
岩津	(有)宇野電機	宇野 實	岡崎市細川町長原105番地13	家電販売、修理
岩津	(同)ミキ土建	金澤 巳喜夫	岡崎市真伝町字鐘鋳5番地4	土木建築一般
岩津	(株)ハウスイ	岩泉 正則	岡崎市岩津町壇ノ上97番地1	保水製品の製造、販売
北部	(医)エパーコンフォート	石原 均	岡崎市鴨田町字南魂場79-1	診療所
北部	(同)テオン	今泉 伸広	岡崎市井ノ口町字片坂1番地1	整体
北部	(株)アンサーホーム	井上 英夫	岡崎市百々西町19-1	建築業、不動産業
六ツ美	(有)柴田建材	渡邊 広人	岡崎市宮地町字寺北27番地1	水道施設工事業
六ツ美	(株)山明	浅井 元一	岡崎市二軒屋町1丁目5-8	自動車販売
六ツ美	(有)川正	川澄 治仁	岡崎市土井町池端16	建設工事業
六ツ美	(株)アートデザイン建築設計	兵藤 誠	岡崎市上青野町字高畑39-2	建築設計
六ツ美	(株)絆	塚平 一民	岡崎市牧御堂町字郷中89-2	指定障害福祉サービス事業
幸田	(同)筆柿の里幸田	田境兵治郎	額田郡幸田町大字須美字東山17番地5	「道の駅」小売業
幸田	(有)パーサス	山中 孝美	額田郡幸田町大字横落字郷中77-1	自動車販売・修理
幸田	(有)都築建築設計事務所	都築 悟美	額田郡幸田町大字菱池字新田90番地	一般住宅建築請負業
幸田	(株)P&M	宮石 敏則	額田郡幸田町大字菱池内池32地	プラスチック製品の粉碎加工

● 法人会のうごき ●

- | | | |
|---------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| ●税務連絡協議会
.....1月13日 | ●広報委員会
.....3月 5日 | ●青年部会・監事会
.....5月 1日 |
| ●県連・専務理事等会議
.....1月16日 | ●厚生委員会
.....3月 9日 | ●青年部会・正副部会長会議
.....5月 7日 |
| ●女性部会・新春の会
.....1月18日 | ●税制委員会
.....3月13日 | ●青年部会・理事会
.....5月14日 |
| ●厚生委員会
.....1月19日 | ●女性部会・総務委員会
.....3月13日 | ●青年部会・通常総会
.....5月14日 |
| ●所得税実務研修会
.....1月20日 | ●県連・専務理事等会議
.....3月16日 | ●納税貯蓄組合・定期総会
.....5月16日 |
| ●青年部会・総務委員会
.....1月31日 | ●女性部会・事業委員会
.....3月19日 | ●県連・税制委員会
.....5月16日 |
| ●組織委員会
.....2月 1日 | ●決算期別研修会
.....3月19日 | ●東海税理士会・定期総会
.....5月18日 |
| ●正副支部長会議
.....2月 1日 | ●総務委員会
.....3月21日 | ●会長との打合せ
.....5月21日 |
| ●県連・事業委員会
.....2月 9日 | ●女連協 常任理事会
.....3月23日 | ●税務連絡協議会
.....5月21日 |
| ●県連・広報委員会
.....2月13日 | ●e-Tax推進委員会
.....4月 4日 | ●女性部会・通常総会
.....5月22日 |
| ●理事会
.....2月15日 | ●組織委員会
.....4月 6日 | ●通常総会
.....5月24日 |
| ●県連・第29回調査部所管法人
.....2月16日 | ●正副会長常任理事会
.....4月16日 | ●租推協
.....5月28日 |
| ●県連・厚生委員会・推進連絡協議会
.....2月17日 | ●青連協・通常総会
.....4月17日 | ●女性部会・広報委員会
.....5月30日 |
| ●県連・組織委員会
.....2月20日 | ●女連協・通常総会
.....4月18日 | ●女性部会・役員会
.....5月30日 |
| ●県連・全法連との意見交換会
.....2月21日 | ●理事会
.....4月18日 | ●青連協・常任理事、部会長会議
.....6月 5日 |
| ●県連・税制委員会
.....2月22日 | ●県連・総務委員会
.....4月20日 | ●青色申告会・定時総会
.....6月12日 |
| ●「小学生の税に関する作文」表彰式
.....2月26日 | ●青年部会・総務委員会
.....4月23日 | ●新設法人説明会
.....6月15日 |
| ●県連・総務委員会
.....2月27日 | ●青年・女性部会長合同会議
.....4月26日 | ●県連・第24回通常総会
.....6月19日 |
| ●女連協 常任理事会
.....2月27日 | ●女性部会・理事会
.....4月27日 | ●県連・専務理事等会議
.....6月22日 |
| ●事業委員会
.....3月 1日 | ●県連・理事会
.....4月27日 | ●東海法連青連協
.....6月29日 |

Wing town

シネプレックス岡崎
全9スクリーン、1978席の映画館
47の専門店

株式会社 KRT

代表取締役社長 倉田長秀
岡崎市羽根町字小豆坂3番地 ☎72-3435

<http://www.wingtown.jp/index.html>

未来へ羽搏く技術のクラタ産業...

営業部品：精密部品機械加工

株式会社クラタ産業

代表取締役社長 倉田長秀

岡崎市羽栗町字平松3番地1
TEL (0564)48-1611 FAX (0564)27-8581
<http://www.kk-kuratasangyo.co.jp>

<h1>穴熊。</h1>				
		手術保障		傷害通院保障
傷害後遺障害保障	傷害休業保障	疾病入院医療費用保障	入院保障	
死亡保障	高度障害保障	傷害医療費用保障		
社長	事業承継相談費用保障	疾病入院療養一時金保障		

穴熊とは二重の防御により王将を守り抜く、最も堅牢と言われる将棋の戦術の一つ。経営者を守る幾重もの安心を「経営者大型総合保障制度」はご提供します。

※保障の組み合わせには、所定の制限があります。保障内容について、詳しくは「設計書(契約概要)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。



法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度 企業保障プラン 総合型V

(大同生命の定期保険 + AIUのベーシック傷害保険)

(引受保険会社)



三河支社/岡崎市明大寺町字菟原13-2
TEL 0564-51-7941



AIU 保険会社
三河支社/岡崎市明大寺町字菟原13-2
TEL 052-968-8208

- ◎この資料は平成24年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料率の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- ◎この広告には、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-23-1029(平成24年3月6日)

世界の動き 身近な話題

明るい家庭に 読みよい中日

中日新聞羽根専売所



(有)田中新聞店

岡崎市羽根町北ノ郷 47 TEL 店 51-7812

カラも モノクロも

ページものの印刷得意です

PP貼だけの仕事

お引き受けします!!

是非一度見積らせてください

自社一貫体制

大日印刷株式会社 0564-62-8461(代)

幸田工場 / 額田郡幸田町大字坂崎字石ノ塔46-1 FAX(0564)62-8463
岡崎本社 / 岡崎市福岡町字南藤六26-6 TEL(0564)51-9027(代)
http://www.p-dainichi.com E-mail:mail@p-dainichi.com

生が一番：生たまご専用

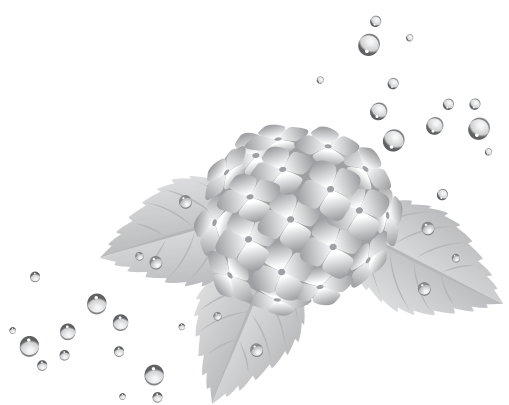


岡崎地鶏
「岡崎おうはん」
旨みのある肉です!

おいしいタマゴをお届けします Running Egg

(株)太田商店 らんパーク
7期-ユル 0120-519-705
〒444-0825 岡崎市福岡町北裏25-2
定休日 / 第3日曜日
代表0564-51-9703 www.ohata-shouten.co.jp

岡崎おうはん振興協議会
愛知県支部代表地産地消を応援します(らんパーク農場)



心通う、

しんぎん感。



岡崎信用金庫

岡崎27店舗／名古屋17店舗／尾張5店舗／西三河31店舗／東三河16店舗

あなたのお近くの、「おかしん」です。

本店・本部 ● 岡崎市菅生町字元菅41 〒444-0035 TEL(0564)21-6111
ホームページ <http://www.okashin.co.jp>